

現状

- 指定されている国宝・重文のうち展覧会等で公開されるのは約1.5%にすぎない。(H27: 154件)
- 地方や海外からの展示協力依頼や文化財の貸与などの依頼や活用にあたっての相談に応えきれていない。
国立博物館の地方への貸与件数 H28: 1,561件 (H27: 1,530件)
国立博物館の地方からの相談件数 H28: 381件 (H27: 329件)

課題

- 地方や海外の新しいニーズに対して迅速・適切な対応が十分でないため、**地方や海外の企画・展示ができていない。**
 - 民間企業等との共同が**組織的に対応できていない。**
- ⇒ **地方や海外、民間企業等からのニーズに機動的に対応することが必要**

経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(抄) 平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ① 文化芸術立国

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、**国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築**を図る。

文化財活用促進に向けた新たな取組

- **文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大**
 - ・ 地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
 - ・ 国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進
(現在、国立博物館のデータベース: 約13万点、うち2万点が英語)
 - ・ 先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカやVR(バーチャル・リアリティ)「産学官連携による寄付型プロジェクト」として、作成・公開実施
 - ・ キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
 - ・ 文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
 - ・ 上記を対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施
※キュレーター(企画)、ファンドレイザー(財務)、レジストラ(作品履歴管理)、コンサーバター(修復)、広報等

今後目指す姿

- ・ **地方や海外の要望に応えた国宝・重要文化財を活用した展覧会を全国で展開**
 - ・ **高精細レプリカやVRを全国で公開・活用**
※高精細レプリカ: 重要文化財「風神雷神図屏風」、「遮光器土偶」、クローン文化財など
※VR: 「江戸城の天守」、「キトラ古墳」、「阿修羅像」、「東大寺・大仏の世界」など
- ← 群鶴図屏風(尾形光琳筆、アメリカ・フリーア美術館蔵)
(平成29年7月～9月)
東京国立博物館とキャンとの共同作成による高精細レプリカ
◎半円形の大型スクリーン映像と風や匂いを体験
- ・ 今後は、企業の技術革新への寄与とともに、駅や空港などの施設や地方博物館などへ販売・貸与し、**ビジネスモデルを確立**

■ 文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン 概要①

ガイドライン作成の背景・目的

- VR等は急激な発展が進んでおり、文化財を観光へ活用するツールの一つとして注目度が上がっている。
- 文化財を管理する自治体の担当者が必ずしも情報技術に精通しておらず、どう活用すれば良いのかは試行錯誤の状況である。
- 一部先駆的な自治体では取組が始まっているものの、独立・散発的に行われており、貴重な経験やノウハウが共有できていない。

➡ **上記の問題意識を受け、VR等に詳しくない自治体等でも、文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ができるように、留意すべき事項等を整理したガイドラインを作成**

ガイドラインのポイント・全体像

- 「そもそもVR等とはなにか」といった点のほか、VR等の制作・運用では「①企画段階」、「②制作段階」、「③運用段階」の大きく3つの段階・プロセスにおける留意すべき事項等を整理した。概要は以下のとおり。
- 一般的なVR等の制作・運用時に留意すべき事項だけでなく、“文化財の観光活用ならではの”留意すべき事項を重点的に整理している。

| ガイドラインの構成 | 1.VR等に関する現状 | 2.VR等のコンテンツの制作・運用に関する諸作業の実施手順等 | | |
|-----------|--|--|---|--|
| | | ①企画段階 | ②制作段階 | ③運用段階 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機器の種類や特性 ➢ 活用イメージ 等 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 導入目的の明確化 ➢ 活用シーンの明確化 ➢ VR等の整備における文化財の時代考証 ➢ 費用やスケジュールの見極め 等 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公募・採択・契約に関する諸手続き ➢ 制作の費用・スケジュール ➢ 制作物の評価方法 ➢ 公開・周知 等 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ (運用のための) 公募・採択・契約に関する諸手続き ➢ 諸情報の引き継ぎに関する諸手続き ➢ 運用時の諸注意 等 |
| | | | | + 資料編 (先行事例・関連する関係省庁の支援策の一例) |

1.VR等に関する現状

- VR等に関する現状として、「VR等が注目された背景」の他、「本ガイドラインにおけるVR等の定義」、「VR等を実現する機器・デバイスの種類」、「VR等の活用イメージ」等を整理。

| | HMDタイプ | スマートフォン等モバイル端末タイプ | スクリーン投影タイプ |
|---------------|---|---|---|
| VR等を実現するデバイス例 | 両眼に覆いかぶせるように頭部に装着するディスプレイ装置 例：HTC Vive、GearVR等 | iPhone又はAndroidのスマートフォン及びタブレットを利用したもの 例：AppStore・GooglePlayのアプリ等 | スクリーンへの投影システムとして多人数が同時にVR映像を視聴するもの 例：VRシアター、ドームワークス等 |

■ 文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン 概要②

2.VR等のコンテンツの制作・運用に関する諸作業の実施手順等

- 文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用上の留意すべき点については、ヒアリング調査の結果等から、制作だけでなく、企画や運用に関する課題も多く存在していたことから、「①企画段階」、「②制作段階」、「③運用段階」の3段階に分類して整理した。

①企画段階

導入目的の明確化

- ✓ なぜこの文化財にVR等を使うのかを明確にする
- ✓ 対象となる文化財の伝えるべき価値を視覚的視点で考えられるように整理する
- ✓ 対象となる文化財を取り巻く研究機関や民間事業者を活用する
- ✓ 観光資源として文化財のVR等をいつ・どこで見てもらうのかを明確にする
- ✓ 文化財のVR等の見せ方として「正確性」と「インパクト」をどう考えていくのかを明確にする

VR等の活用シーンの明確化

- ✓ VR等の活用シーンを5W1Hの要素で整理することで明確にする
- ✓ VR等の活用シーンを類型一覧（技術の種類、観光用途に着目した類型）に照らし合わせてどんなものを作るのか具体的に想像する

VR等の整備における文化財の時代考証

- ✓ 現時点で確証のある事実は多くはなく諸説があることを理解する
- ✓ 時代考証が諸説ある場合は一つの説を選定し、その説は一貫して支持する
- ✓ 事業期間の制約・事業目的による時代考証の一部割愛の可能性を踏まえておく

VR等の著作権の適切な管理

- ✓ VR等の著作権については文化財の保護と普及の観点からメリット・デメリットを考慮した対応が必要である

体制づくり

- ✓ 関係者間の調整は事業の前後を通じて自治体が主体的に行う。特に複数の自治体にまたがる文化財の関係者間の調整は文化財の価値の維持の観点から考える

費用やスケジュールの見極め

- ✓ 費用やスケジュールの見極めに民間事業者から広く情報提供を求め、サービスの運用・保守時のことまでを見据えて複数年にわたって行う
- ✓ 必要に応じてサービスの有料化で運用経費を得ることも検討する

②制作段階

公募・採択・契約に関する諸手続き

- ✓ 公募時には民間事業者からの積極的な提案を引き出すようにする

制作の費用・スケジュール

- ✓ 事業初期にコンセプトを関係者間で共有する場面を設けることが望ましい

制作の進捗管理

- ✓ 関係者間の情報授受が発生する場合は内容と時期の確実な遂行を管理する必要がある

制作物の評価

- ✓ 利用者へのインタビューやアンケートの結果を事業の真の評価や以降の改訂の材料として使う

公開・周知

- ✓ VR・AR等の観光資源化の目的や技術的な特質を踏まえて適切なメディアへの露出を図る
- ✓ 関係者のニュースリリース等を積極的に利用する

制作時の諸注意

- ✓ 安全確保措置や分け隔てない利用等に十分に配慮する。

③運用段階

公募・採択・契約に関する諸手続き

- ✓ 制作年度のサービス運用があれば漏らさず契約事項に盛り込む

- ✓ 運用・保守に関する契約ではコンテンツ制作事業者と同等の能力・機能を有する民間事業者を選定できるようにする

諸情報の引き継ぎ等に関する諸手続き

- ✓ 諸情報の引き継ぎは必ずあるものと考えて民間事業者の活用も含めて予め対応策を定めておく

運用の進捗管理

- ✓ 制作時と同様に関係者間の情報授受が発生する場合は内容と時期の確実な遂行を管理する必要がある

運用時の諸注意

- ✓ 特に研究機関との共同事業を実施していた場合のコンテンツの継続的な運用については諸権利や民間事業者選定等の調整が必要となる

資料編

- 読者として想定される自治体の職員がVR等を活用しようと考えた時に参考となる情報として、先進的な事例のほか、関連する関係省庁の支援策の一例について紹介している。